

## 物 品 貸 付 契 約 書

貸付人 公立大学法人富山県立大学理事長 (以下「甲」という。) と借受人 (以下「乙」という。) とは、下記の条件により公立大学法人富山県立大学の物品貸付契約を締結する。

## 記

(信義誠実の義務)

第1条 甲乙両者は、信義を重んじ誠実に本契約を履行しなければならない。

(貸付物件)

第2条 貸付物品 (以下「物品」という。) は、次のとおりである。

物 品 名

数 量

(指定する用途及び使用場所)

第3条 乙は、前条の物品を申請書に記載又は添付した目的のとおり用途に、同じく記載又は添付した使用場所において、自ら使用しなければならない。

(貸付期間)

第4条 貸付期間は、 年 月 日から 年 月 日までとする。ただし、貸付の更新を受けようとするときは、貸付期間の満了2ヶ月前までに、所定の様式により甲に申請しなければならない。

2 前項ただし書に定める更新を行わない場合は、乙は前項の貸付期間満了日までに物品を指定の場所へ返納しなければならない。ただし、貸付期間満了日以前に返納した場合でも、乙は貸付料の返還を放棄するものとする。

(貸付料)

第5条 貸付料は、 円 (うち消費税 円) とし、甲の発する請求書により、本学が指定する日までに、振り込みにより納入しなければならない。

2 一旦納入された貸付料は、乙の都合により貸付を取りやめた場合及び乙の責めに帰すべき事由により、甲が貸付を取消又は変更した場合には、返還しない。ただし、甲の都合により貸付を取消又は変更した場合には、貸付料の全部又は一部を返還する。

(貸付料の改定)

第6条 甲は、経済情勢の変動、又は甲が貸付物品について特別の費用を負担したとき、その他の事情の変更に基ついて特に必要と認める場合には、貸付期間中であっても貸付料を増額するものとし、金額については甲から通知する。

(経費の負担)

第7条 乙は、物品の引き渡し、維持、修理及び返納、その他貸付に要する費用を負担しなければならない。

(物品保全義務等)

第8条 乙は物品を善良な管理者の注意をもって維持保存しなければならない。

2 前項の維持保存のため通常必要とする修繕費その他の経費は、乙の都合により貸付を取りやめた場合及び乙の責めに帰すべき事由により、甲が貸付を取消又は変更した場合においても本学に請求しないものとする。

(危険負担)

第9条 乙は、本契約締結後、貸付物件が天災その他乙の責めに帰することができない事由により滅失又は毀損した場合においても、甲に対し損害賠償を請求することはできないものとする。

(瑕疵担保責任)

第10条 乙は、本契約締結後、物品に隠れた瑕疵のあることを発見しても、契約の解除又は貸付料の減額、若しくは損害賠償の請求をすることはできないものとする。

(使用上の制限)

第11条 乙は、貸付期間中、物品を第3条に指定する用途以外に供してはならない。

2 乙は、物品を他の者に譲渡、転貸又は担保に供してはならない。

(契約の解除又は変更)

第12条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約の解除又は変更をすることができる。

一 乙が本契約に定める義務を履行しないとき。

二 本学において物品を必要とするとき。

2 乙は、物品を使用する必要がなくなり、本契約を解除し、甲に返納しようとするときは、事前に書面にて甲に申し出るものとする。

(弁償責任)

第13条 乙は、その責に帰する事由により、物品を滅失又は毀損したときは、相当の弁償をしなければならない。

2 前項に掲げる場合のほか、乙は、本契約書に定める義務を履行しないため損害を与えたときは、その損害額に相当する金額を損害賠償として支払わなければならない。

(有益費等の請求権の放棄)

第14条 乙は、期間の満了又は第12条の規定により契約が解除された場合において、物品に投じた改良のための有益費その他の費用が現存している場合であっても、その費用等の償還の請求はしないものとする。

(実地調査等)

第15条 甲は、物品について臨時に実地調査し、又は所要の報告を求め、その維持使用に関し指示することができる。

(借受書の提出)

第16条 乙は、物品の引き渡しを受けたときは、直ちに公立大学法人富山県立大学物品貸付要領第4条第4項に定める借受書(様式第4号)を理事長に提出しなければならない。

(損害保険の加入)

第17条 本学を受取人とする損害保険契約を締結させる等の条件が物品貸付許可書に付された場合は、乙はこれに従わなければならない。

(裁判管轄)

第18条 本契約に関する訴えの管轄は、公立大学法人富山県立大学所在地を管轄とする裁判所とする。

(疑義の決定)

第19条 本契約に関し、疑義のあるときその他貸付物件の使用について疑義を生じたときは、甲乙協議の上、定めるものとする。

上記契約の締結の証とするため、本契約書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成 年 月 日

甲(貸付人) 富山県射水市黒河5180  
公立大学法人富山県立大学  
理事長

乙(借受人)